

	照明器具落下による器具本体及び床暖房フローリング面の損傷		
製 品	シーリング形照明器具	使用期間	約 1 年
受 付 日	2017 年 10 月 10 日	終 了 日	2018 年 1 月 5 日
手続期間	約 3 ヶ月	終了状況	斡旋案合意
依頼内容 経 緯	<p>シーリング形照明器具が突然落下し、器具本体及び床暖房フローリング面を損傷した。事業者は、照明器具の取付け時の過度なナットの締め付けが原因で、使用者責任で有ると主張した。取扱説明書には、ナットの締めすぎによる照明器具の落下の可能性に関する注意記載がなく、記載不備を指摘したところ不備を認め、製品の引き取りに応じた。しかし、床暖房のフローリング面の修復には応じず、交渉が難航したため、損害賠償の斡旋依頼となった。</p>		
原 因 等	<p>引掛けシーリングの爪に使用されている合金部分が破断して照明器具が落下したものの、合金部分が破断するには、ナットの締めすぎという力学的要因の他に周囲の環境条件等による合金の腐食の疑いが考えられた。しかしながら、一般消費者宅の当時の使用環境は検証不能であり、合金が腐食する環境要因の特定には至らず、原因不明と判断した。また、フローリング面であるが、床暖房機器メーカーに照会した結果、修復するフローリング面部分の床暖房パネルの交換も必要であることを確認した。</p>		
結 果	<p>事故に至った原因は特定出来なかったが、顧問弁護士の助言のもと、取扱説明書の記載に不備はあるものの、一般消費者の取付け行為に起因する部分も一定程度あるとした。それらを総合的に判断した斡旋案を提示し、両者から合意が得られた。</p>		